

令和6年度ガスクロマトグラフ点検業務仕様書

1 業務名 令和6年度ガスクロマトグラフ点検業務

2 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務の概要

香川県中讃保健福祉事務所に設置している検査機器について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、検査施設に義務付けられた精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。）の一環として実施する定期的な点検を行うものである。

なお、点検には、点検対象機器メーカーの定める定期的な消耗部品の交換を含み、機器の不具合に係る修繕は含まないものとする。

4 点検対象機器

	機 器	機 種 ・ 型 番 等
1	ガスクロマトグラフ 島津製作所 GC-2014	ガスクロマトグラフ本体 GC-2014
2		オートインジェクタ AOC-20i
3		ワークステーション LabSolutions

5 点検場所

香川県中讃保健福祉事務所 試験検査室
香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地

6 点検業務の内容

	機 種 ・ 型 番 等	点検業務の内容
1	ガスクロマトグラフ本体 GC-2014	<ul style="list-style-type: none">・外観・動作の確認・ガス制御の正確さ・カラムオープン温度の正確さ・検出器の性能：FID感度
2	オートインジェクタ AOC-20i	<ul style="list-style-type: none">・外観・動作の確認・ピーク保持時間の再現性・ピーク面積の再現性
3	ワークステーション LabSolutions	<ul style="list-style-type: none">・ゼロ点の確認・ゼロ調の確認・スローptest・範囲の確認・プログラムの判別・プログラムの機能チェック・スパンの確認・直線性の確認・正確さ・精度の確認・繰り返し性の確認

7 提出書類

業務が完了したときは、点検業務内容を明らかにした業務完了報告書を提出すること。

8 報告書提出先及び部数

香川県中讃保健福祉事務所 1部

9 その他

- (1) 点検実施日については、中讃保健福祉事務所試験検査室担当職員と調整のうえ決定又は変更すること。なお、中讃保健福祉事務所の開所時間内において実施すること。
- (2) 本業務により生じた廃棄物を引取り、適切に処分すること。
- (3) 点検の結果、修繕を要すると判断された場合には、直ちに担当職員に報告するとともに、その内容を報告書に記載すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、担当職員と協議すること。